令和８年狛江市教育委員会第９回定例会会議録

日　　時　　令和８年９月11日（金）15：00～15：30
場　　所　　狛江市役所４階特別会議室
出席委員　　教育長　柏原 聖子
委　　員　　斉藤 茂好・佐伯 英徳・小川 敦子・森 昌子
事務局　（議案説明者）
　　教育部長　波瀬 公一　　教育政策監　鈴庄 美苗
　　教育部理事(兼)指導室長　松倉 淳之介　　学校教育課長　中村 貞夫
　　公民館長　瀧川 直樹
傍　　聴　　１名

１　付議案件

（１）　議案第63号
　　狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱の一部を改正する要綱

２　報告案件

－議会報告－

な　　し

－行政報告－

な　　し

－事務報告－

（１）　令和７年度狛江市立小・中学校給食費納入状況について
（２）　狛江市立小学校給食調理委託業者選定結果（狛江第五小学校）について
（３）　公民館居場所事業「夏休み子ども・中高生スペース」報告書について
（４）　ティーンズルーム事業利用者への空室貸出に関する試行事業の継続（変更）について

３　追加報告案件

－事務報告－

（１）　狛江市立学校教職員に対する処分について
（２）　狛江市立小・中学校食物アレルギー対応マニュアルの改訂について
（３）　令和８年度学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について

教育長　　ただいまから、令和８年狛江市教育委員会第９回定例会を開会します。会議の開会に先立ち、会議録の署名委員の指名を行います。会議録の署名委員は、「狛江市教育委員会会議規則第29条」の規定により、「小川委員」を指名します。

それでは、議事日程に従って、議事を進めます。付議案件（１）議案第63号「狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱の一部を改正する要綱」について、審議

します。本件は、狛江市地域学校協働活動推進委員会の委員名称と地域学校協働活動推進員及び統括コーディネーターの任期について、所要の改正を行うものです。詳細は学校教育課長から説明します。

学校教育課長　本件は、学校と地域が連携して、より良い教育環境の構築を目指す地域学校協働活動推進事業について規定する「狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱」の一部を改正するものです。

改正内容の１点目については、令和８年４月１日付けで行われた市の組織改正に伴い、本要綱第３条第３項各号で規定する狛江市地域学校協働活動推進委員会の委員のうち、生涯学習主管課長について、企画財政部政策室長から地域文化スポーツ部協働コミュニティ課長へと変更するほか、教育委員会事務局職員による委員の枠組みについて所要の整理を行います。

２点目については、学校と地域の連携における調整役となる地域学校協働活動推進員及び統括コーディネーターの任期について、継続的な事業の発展を企図すること、また狛江市地域学校協働活動推進委員会委員の任期と整合を図ることを目的に、１年間から２年間に変更するものです。

なお、本改正は公布の日から施行します。また、施行後には、新たな委員構成のもとで狛江市地域学校協働活動推進委員会を開催する予定です。

教育長　それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（１）議案第 63 号「狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱の一部を改正する要綱」について、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者：挙手>

教育長　挙手全員と認めます。よって、付議案件（１）議案第63号は「可決」されましたので、承認します。

次に、事務報告（１）「令和７年度狛江市立小・中学校給食費納入状況について」、報告を求めます。

学校教育課長　給食費全体としての収入率は、99.51%となり、前年度の 98.87%から 0.64 ポイント上昇しています。

令和７年度の収入未済への取組としては、主管課にて郵送及び訪問催告を実施し、分割納付及び児童手当からの徴収により、４件が納付完了となっています。令和８年度も引き続き、滞納者に対する電話、郵送による催告の実施と併せて、支払督促申立、分割納付の対応を行う予定です。

今後もできる限り不納欠損を生じさせないよう、適正な債権管理に努めていきます。

教育長　次に、事務報告（２）「狛江市立小学校給食調理委託業者選定結果（狛江第五小

学校）について」、報告を求めます。

学校教育課長　狛江第五小学校の給食調理委託業者選定については、狛江市立小学校給食調理委託業者選定等委員会にて、令和８年７月 14 日に現受託事業者の履行評価を実施しました。経営管理・衛生管理専門家からの意見を参考にしながら、現受託事業者である株式会社東洋食品のこれまでの業務履行における検証及び評価を行った結果、評価点の合計が基準とする 80%を超える「92.1%」となりましたので、当該事業者を引き続き令和９年度以降の給食調理委託業者として選定しました。

今後も、学校・教育委員会・調理委託業者の３者で連携し、質を低下させることなく安定的な事業実施が継続できるよう、給食事業を行っていきます。

教育長　次に、事務報告（３）「公民館居場所事業『夏休み子ども・中高生スペース』報告書について」、報告を求めます。

公民館長　夏季一斉閉庁期間に合わせ、８月 10 日から 14 日までの５日間、中央公民館で「学びのフリースペース」、「遊びのフリースペース」、「子ども向け体験教室」、「子ども食堂、軽食・お菓子販売」等を実施しました。

参加者は、「学びのフリースペース」内で学校教育課と連携し、地域学校協働活動の１つとして、地域コーディネーター、大学生等の学習支援員の協力を得ながら、午後１時から４時までの間に開催した【夏休みこまえみらい学習室】は延べ 57 人、「遊びのフリースペース」は延べ 266 人が参加しました。子ども食堂は計３日間で用意した各日 50 食を完食していただきました。また、就労支援事業所メイの協力により、子ども食堂を実施しない日にパンや焼き菓子を販売していただきました。

体験教室については、今年度初めて行う「皿回しをやってみよう！」「パティシエ直伝！お菓子づくり～ガトーショコラをつくろう～」を始めとする９つの教室を実施し、合計 244 人の方に参加していただきました。

講座後に実施したアンケートでは、「大変良かった」「良かった」という回答を多くの方からいただきました。今年度の取組を踏まえ、次年度も子どもたちに喜ばれる企画を考え、より充実した事業にしていきたいと考えています。

教育長　次に、事務報告（４）「ティーンズルーム事業利用者への空室貸出に関する試行事業の継続（変更）について」、報告を求めます。

公民館長　夏季休業期間中に実施したティーンズルーム事業利用者への空室貸出に関する試行事業については、延べ６日間で延べ 24 名のサウンドスタジオの利用がありました。利用者からは「同じ中学校を卒業した友人同士でバンドの練習ができること」や、「吹奏楽部の自主練習に活用できる」といったポジティブな意見が聞かれました。

試行事業の状況を踏まえ、試行期間を今年度末まで延長するとともに、対象室を中央公民館の地下１階のホール、パフォーマンススタジオ、クラフトスタジオ

にも拡大します。引き続き、中高生の中央公民館の利活用を図っていきます。

教育長　　それでは、事務報告に対する質疑・意見を伺います。

斉藤委員　　事務報告（１）について、令和８年度から国による保護者の学校給食費の負担軽減が始まりました。狛江市では、令和６年度以降、学校給食費の無償化により、児童生徒分の給食費を徴収していないため、資料にある「現年度」の数字は全て教職員分のことでしょうか。

学校教育課長　　学校給食費の支払い対象には、教職員のほか、介助員など単発等で学校に勤務する方、また実習などで学校に出入りする方などの臨時喫食者分も含まれます。御指摘の未納分については、教職員以外の臨時喫食者分でしたが、今年度に入り、全て納入していただきました。

斉藤委員　　未納分が徴収できたことは大変良いことだと思います。教職員であっても、そうでなくても、未納をなくす取組が必要だと思います。先ほどの説明の中で、「支払督促申立を行う予定」との話がありましたが、どのような仕組みなのでしょうか。過去の実績と合わせて教えてください。

学校教育課長　　支払督促申立とは、金銭等の給付に係る請求について、債権者の申立てにより、その主張から請求に理由があると認められる場合に、裁判所を通じて支払督促を発する手続きのことです。債務者が支払督促を受け取ってから２週間以内に異議の申立てをしなければ、裁判所は、債権者の申立てにより、支払督促に仮執行宣言を付さなければならず、債権者はこれに基づいて強制執行の申立てをすることができます。

学校給食費については、令和５年度から支払督促申立を行っており、令和５年度は11件、令和６年度は７件の申立てを行っています。申立後は、そのまま納付される方、分割納付の誓約を行う方、児童手当から徴収を行う方などがおり、強制執行までを行った事例はありません。

森委員　　事務報告（３）の夏休み期間中の子どもたちの居場所づくりについては、市内の様々な団体が協力し、大盛況だったと伺いました。地域の皆さんが力を合わせて、「オールこまえ」で子どもたちを支えていることをとても心強く思います。
今回、子ども向けの体験教室の中で「パティシエ直伝！お菓子づくり～ガトーショコラをつくろう～」というのが、今年度初めて実施されたとのことですが、公民館の講座としてはとても珍しいテーマだと思います。開催に至った経緯や当日の様子などを教えてください。

公民館長　　昨年度の改修で中央公民館の料理実習室がキッチンスタジオとして新しくなりました。キッチンスタジオは、特に料理を目的とした利用としては、子ども食堂等で行われてはいるものの、他の部屋と比べてあまり利用されていない状況にあ

ります。部屋の利用をイメージしていただくために、今回、「夏休みの子ども・中高生スペース」の教室の１つとしてお菓子づくりの講座を実施することとしました。

フランスで修業したプロのパティシエを講師として招き、参加者９人でお菓子づくりを行いました。焼き上がりを待つ時間には、講師が事前に準備したガトーショコラを試食しました。全員が美味しそうなガトーショコラをお土産として持ち帰ることができ、アンケートでも「また作りたい」という感想が多く寄せられ、大変好評な企画となりました。

森委員　　こういう美味しい経験は長く記憶に残ると思います。プロの技を一緒に体験できたことは、当日の子どもたちの笑顔が浮かんでくるように感じます。子どもたちの健やかな成長を支えるためには、学校だけではなく、家庭や地域、そして様々な団体がつながっていくことが大切ではないかと思います。今回の「オールこまえ」の取組を１つのモデルとして、子どもたちが地域全体に見守られ、育てられる環境が更に広がることを期待します。

小川委員　　事務報告（４）について、サウンドスタジオは、通常の貸出でどのくらい空き室が発生していますか。また、試行期間を今年度末まで延長して、対象室も増やすとのことですが、目的と今後の課題を教えてください。

公民館長　　試行の狙いとしては、中高生の公民館利用を促進するためにニーズ等を調べることです。夏季休業期間中の試行において、バンド練習や吹奏楽部の自主練習など、潜在的な施設利用ニーズが確認できました。年度末まで期間を延長し、更に対象室を地下１階のホールや各種スタジオに拡大することで、音楽活動以外の利用や、利用する部屋や時間帯のニーズを調べていきます。

課題としては、申請の利用しやすさや、利用する際のマナー、中高生への周知が挙げられます。初めて利用する生徒でも安心して施設を使えるよう、職員やサポーターによる丁寧なサポートを続けていきたいと思います。

サウンドスタジオの通常の貸出状況としては、今回の試行事業の実施期間中は、休館日や「夏休みの子ども・中高生スペース」の実施期間を除けば、毎日１回以上の利用がありました。稼働率を区分で見ると、７月の稼働率は67%、８月の稼働率は「夏休みの子ども・中高生スペース」もあったため56％でした。なお、平日と休日に分けた場合、試行期間の全期間の通算で平日の稼働率は34%、休日の稼働率は73%でした。

全体の傾向としては、多目的室などと比べると稼働率が高い状況ですが、中高生の利用しやすい平日16時から19時のコマは、２～３週間前までであれば比較的取りやすい状況です。

なお、貸出日については、いずれも学校の夏休み期間中でしたが、６件のうち平日は５件、土日は１件となります。

小川委員　　中高生の公民館利用を促進するためのニーズ調査ということで、まずは利用し

てもらって具体的なニーズを把握するということが理解できました。空き室を積極的に活用して、新たな利用者を開拓していただき、狛江の活動拠点としての役割を十二分に発揮していただきたいと思います。

教育長　　他に質問等がなければ、これで予定していた議事は全て終了となります。ここで当初予定の議事日程に、事務報告を３件追加したいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

教育長　　それでは、事務報告を３件追加します。追加事務報告（１）「狛江市立学校教職員に対する処分について」、報告を求めます。

なお、本件は人事案件となりますので、狛江市教育委員会会議規則第 12 条の規定に基づき、会議を非公開とすることとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

<異議なしの声>

教育長　　それでは、議事が終了するまでの間、会議は非公開とすることとします。

<非公開>

教育長　　会議の非公開を解きます。次に追加事務報告（２）「狛江市立小・中学校食物アレルギー対応マニュアルの改訂について」、報告を求めます。

学校教育課長　現在、学校における児童・生徒の食物アレルギーに対しては、教育委員会が作成する「狛江市立小・中学校食物アレルギー対応マニュアル」に沿って対応していますが、養護教諭及び栄養士等の意見を十分に反映させ、より精度の高いものとすることで、適切に業務を遂行できるよう、本マニュアルを改訂しました。

改訂に当たっては、７月に検討委員会を２回開催し、保健及び給食担当校長並びに副校長、養護教諭、栄養士と意見交換を行い、３つの重点項目を中心に整理しています。

１つ目は面談の見直しです。一部の対象者に書面提出をもって面談に代える方法を新設するとともに、在校生の面談開始時期を変更しました。

２つ目は飲用牛乳の取扱いです。曖昧な取扱いになっていた飲用牛乳の提供辞退について、辞退届を新設するとともに食物アレルギーと疾病を理由とした場合の添付書類を明確にしています。

３つ目は小学校から中学校への引継ぎです。様式を見直すとともに、対象者に漏れが出ない運用を各学校に依頼します。

その他、検討委員会や養護部会、栄養士会で出た意見を基に、改訂しています。本改訂版については、10 月の校長会にて報告した後、運用を開始することとし、ホームページでの公開と各小・中学校へ冊子及びデータを提供する予定です。

教育長　　次に、追加事務報告（３）「令和８年度学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業について」、報告を求めます。

学校教育課長　学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業を資料のとおり実施しました。

教育長　　それでは、追加事務報告（１）を除いた追加事務報告に対する質疑・意見を伺います。

佐伯委員　　追加事務報告（２）について、７月に学校給食におけるアレルギー対応児童の誤食が発生したばかりです。本件を受けて、今回のマニュアル改訂に反映された部分はあるのでしょうか。

学校教育課長　栄養士や養護教諭等の意見、また７月にあった学校給食におけるアレルギー対応児童の誤食への対応も踏まえ、食物アレルギー対応における学級担任の役割として、配膳時の確認事項をより明確にし、マニュアルの８ページに記載しています。また、アレルギー対応用の食器の色を変更することに伴い、当該食器に関する記載及び写真を掲載するとともに、除去食の提供がある日、及び代替弁当や代替品を持参した日には、おかわりだけでなく、全ての料理の配膳後の分量調整をさせないことをマニュアルの 20 ページに明記しました。

佐伯委員　　児童生徒の食物アレルギー対応は命に関わる重大な事案です。マニュアルに沿って対応することは当然ですが、このマニュアル自体がわかりやすく、全ての教職員に理解されやすいものである必要があります。今回のマニュアル改訂以降も、日々の気づきやヒヤリハットを積み上げ、その都度更新することで、より精度を高めていけるものと思います。

今回の改訂で終了ということではなく、常に新しい目でマニュアルを見直し、適宜ブラッシュアップしていただきたいと思います。その上で、このマニュアルを単に教育委員会から学校に配布して終わらせるのではなく、内容を全ての教職員に理解してもらうことが何よりも重要です。例えば、マニュアルの内容に関するオンラインの研修を行い、理解度のテストを実施し、レポートの提出を求めるなど、マニュアルの周知徹底に向けた対策を是非検討していただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

学校教育課長　年度ごとに１回、アレルギー対応研修を実施しています。研修の中で、マニュアルの周知徹底を行うとともに、御提案の内容も踏まえ、対応を検討していきたいと考えています。

佐伯委員　　子どもたちの命に関わることについては、全ての教職員がこのマニュアルの内容をしっかりと意識し、アレルギーに対する理解を深め、子どもたちの安心安全のために日々取り組んでいただくことを是非お願いしたいと思います。

教育長　　本件については、学校にはそれぞれ専門の職員がいます。栄養教諭や、栄養士、そして養護教諭がリーダーシップをとり、子どもたちの生命の安全を守るために、教職員一同が徹底して取り組んでいただきたいと思います。

他になければ、以上をもちまして、令和８年狛江市教育委員会第９回定例会を閉会します。なお、委員の皆様には、この後新設図書館の視察に御足労いただきますが、どうぞよろしくお願いいたします。